

令和7年度版 障がい者福祉の手引

※ 以下のマークがついている施設や車、身に着けている方を見かけましたら、配慮をお願いします。

	障害者のための国際シンボルマーク		ハート・プラスマーク
	障がいのある方が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のマークです。		外見からは分かりにくい身体内部(心臓、呼吸機能等)に障がいがある方を表しています。
	身体障害者標識		障害者雇用支援マーク
	手や足等に障がいがある方が運転する車に表示するマークです。		障がいのある方の就労を応援する企業や団体等がホームページや広告等に表示するマークです。
	聴覚障害者標識		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク
	音が聞こえない、聞こえにくい等の障がいがある方が運転する車に表示するマークです。		白杖を高く掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	盲人のための国際シンボルマーク		ヘルプマーク
	視覚障害のある方に配慮された建物、設備、機器等に付けられている世界共通のマークです。		義足や人工関節を利用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。
	耳マーク		手話マーク
	聞こえが不自由なことや、その方々への配慮、窓口などに掲示されている場合は聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表すマークです。		手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めることや、手話で対応できることが一目で分かるよう、作成されたマークです。
	ほじょ犬マーク		筆談マーク
	お店等の入口に表示される身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。		筆談でのコミュニケーションの配慮を求めることや、筆談で対応できることが一目で分かるよう、作成されたマークです。
	オストメイトマーク	敦賀市福祉事務所	
	人工肛門・人工膀胱を保有している方(オストメイト)であること、その方々対応のトイレであることを表しています。		

目次

1 本手引を読む前に	1P
2 相 談 窓 口	1～2P
3 手 帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 3P
4 手 当	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、遺児年金、重症心身障害児(者)等福祉手当、特定疾患特別見舞金 4～5P
5 障 害 年 金	障害基礎年金、障害厚生年金 6P
6 医 療	自立支援医療、障害者医療費助成事業、保健サービス、訪問歯科診療 等 7～9P
7 福祉サービス	自立支援給付(介護給付、訓練等給付)、地域生活支援事業、事業所等一覧 10～15P
8 生 活	補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、重度身体障害者住宅改造事業、NHK利用料減免制度、屋根雪下ろし費用助成、寝具洗濯サービス事業 等 16～17P
9 交 通	自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業、タクシー利用料助成事業、有料道路通行料金割引、電車料金割引、バス料金割引 等 18～19P
10 保 育・教 育	特別支援学校 等 20P
11 税 制	所得税、住民税、固定資産税、自動車税、新マル優制度 等 20～22P
12 社 会 参 加	各種行事、ボランティア活動 等 23P
13 もしもの時のために	避難行動要支援者の登録、緊急通報システム、救急医療情報キット、障がい者用防災スカーフ、敦賀みまもりネットワーク 24P
14 障がい者虐待防止	敦賀市障がい者虐待防止センター 25P
15 地 域 団 体 活 動	障がい者団体一覧 25P
16 そ の 他	ミライロ ID、敦賀市手話言語条例、敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例 26P

1 本手引を読む前に

障がい者福祉制度の対象者は、本市に住所を有する方や、本市が支給決定している方で障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の所持者です。また、障がいの部位、程度によって対象となる制度が異なります。

なお、平成25年4月1日より難病等の方々(障害者総合支援法の政令で定める疾病の方々)も、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等の制度の対象となりました。(対象疾患に罹患していることがわかる証明書等が必要です。)

この手引は、主な制度の概略を記載してありますが、制度の改正や事業内容の詳細については、次の相談窓口までお問い合わせください。

各種制度を利用する際には、事前に申請が必要な場合がありますので、ご注意ください。

2 相談窓口

市の窓口

○敦賀市役所障がい福祉課（敦賀市福祉事務所）

敦賀市中央町2丁目1-1

電話 22-8176 FAX 22-8163

障がい者(児)に関する福祉の総合窓口です。担当職員が各種相談に対応します。

聴覚障がいの方には、手話通訳者や遠隔手話通訳サービスで手話通訳を行っています。

<業務内容>

- 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- 2 補装具、日常生活用具、住宅改造、医療等に関すること。
- 3 福祉サービス等に関すること。
- 4 各種手当の支給に関すること。 等



県の窓口

○敦賀児童相談所

敦賀市角鹿町1-32

電話 22-0858

18歳未満の子どものあらゆる生活問題について相談に応じ、必要な調査や心理、教育、その他の判定・指導を行っています。

<業務内容>

- 1 児童福祉施設の入所に関すること。
- 2 一時保護に関すること。
- 3 療育手帳の判定に関すること。 等



○福井県障がい福祉・精神保健相談所

福井市四ツ井2丁目8-1(こども療育センター3階)

電話 0776-84-8233 (精神保健福祉課)

0776-84-8232 (障がい者支援課)

18歳以上の知的障がい等に関するあらゆる福祉相談に対して助言その他の判定・指導を行っています。

<業務内容> 療育手帳の判定に関すること。 等

○二州健康福祉センター

敦賀市開町6-5

電話 22-3747

<業務内容> 保健・医療・福祉の総合相談や精神保健相談に関すること。 等

その他の窓口

○敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」

(主に身体障がい、及びその他の障がいを担当)

敦賀市東洋町 4-1

電話 22-8811

FAX 22-3785

○敦賀市障害者地域生活支援センター こだま

(主に知的障がい、及びその他の障がいを担当)

敦賀市神楽町 1 丁目 3-20

電話 20-4565

FAX 20-1139

○地域活動支援センター はあとぽーとさくらヶ丘

(主に精神障がい、及びその他の障がいを担当)

敦賀市桜ヶ丘町 8-8

電話 24-4848

FAX 24-4570

障がい者や障がい児、そのご家族からの日常生活、社会生活を営む上での様々な相談をお受けします。相談に応じ、必要な情報提供や助言等を総合的に行之、支援します。敦賀市では以上の3事業所に業務委託をしています。

○福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」

発達障がい(自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠如多動障がい)のある方とその家族の方が安心して地域で生活できるように、福井県の委託を受け、相談、療育、就労等の支援を行います。

敦賀市櫛川 41-2-3

電話 21-2346

就職・就労支援相談室

○ハローワーク敦賀

敦賀市鉄輪町 1 丁目 7-3 敦賀駅前合同庁舎 1 階 電話 22-4220

○嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき

敦賀市神楽町 1 丁目 3-20(こだま内) 電話 20-1236

地域の相談員

○障がい者相談員

障がい者による更生援護の相談に応じ必要な支援を行うとともに、福祉事務所等の関係機関の業務に対する協力や地域活動の中核となって、援護思想の普及に努めています。

詳しくは敦賀市役所障がい福祉課までお問い合わせください。

身体障がい者相談員

(肢体) 岩崎 和子 電話 21-0849

(肢体) 大岸 美智子

(肢体) 田中 達 電話 090-9443-5017

(視覚) 大塩 昌美 電話 23-4658

(視覚) 橋本 輝男 電話 23-0739

(視覚) 中野 博

(聴覚) 林田 洋子 FAX 20-1831

(聴覚) 遊津 貞美子 FAX 21-3121

(聴覚) 松本 啓子 FAX 25-8623

知的障がい者相談員

村井 良江 電話 23-1896

澤井 登志美

高橋 和雄 電話 090-2090-0019



○民生委員児童委員

本市には民生委員児童委員が 126 名(令和 7 年 12 月末現在)います。

障がい者又はその家族の相談に応じ、行政機関や社会福祉関係団体と連携して、障がい者の自立の援助に努めています。

担当の委員等、詳しくは敦賀市役所地域福祉課までお問い合わせください。

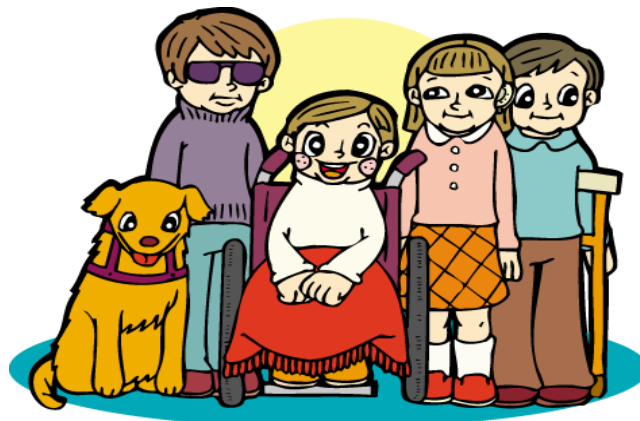
3 手 帳

手帳の種類	内 容	申請・問合せ
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、生活上の援助を受けるために必要な手帳です。 手帳認定の審査は福井県で行います。手帳の交付までには、申請の日から2～3か月ほどかかりますので御了承ください。 <対象となる障がいの種類> 1 視覚 2 聴覚 3 肢体不自由(下肢、上肢、体幹等) 4 平衡機能 5 音声・言語・そしゃく機能 6 内部(心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓) 7 免疫機能〔HIV(ヒト免疫不全ウイルス)〕 <区分> 障がいの程度により1級～6級	障がい福祉課 電話 22-8176
療育手帳	知的障がい者(児)が、生活上の援助を受けるために福井県が独自に発行している手帳です。 手帳認定の審査は福井県で行います。手帳の交付までには、申請の日から2～3か月ほどかかりますので御了承ください。 障がいの程度は、知能測定値・社会性・日常の基本的生活等を判定し、A1・A2・B1・B2に区分されています。(更新手続きが必要です。)	障がい福祉課 電話 22-8176 敦賀児童相談所 電話 22-0858 福井県障がい福祉・精神保健相談所 電話 0776-84-8232
精神障害者 保健福祉手帳	精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある方が、生活上の援助を受けるために必要な手帳です。 手帳認定の審査は福井県で行います。手帳の交付までには、申請の日から2～3か月ほどかかりますので御了承ください。 障がいの程度に応じて、1級～3級に区分されています。(有効期限は2年、更新手続きが必要です。)	障がい福祉課 電話 22-8176

※ 障がいの程度、氏名、住所等が変わったときは、障がい福祉課へ届け出てください。

※ 申請は原則、対象者本人が行うこととなっています。本人確認ができる書類をお持ちください。

※ 代理人申請の場合、代理権の確認(委任状など)や代理人の身分確認をすることがあります。



4 手 当

障がい者(児)を対象に支給される手当には次のようなものがあります。

手当には、それぞれ障がいの程度や年齢、所得制限、他の手当との併給制限等、いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

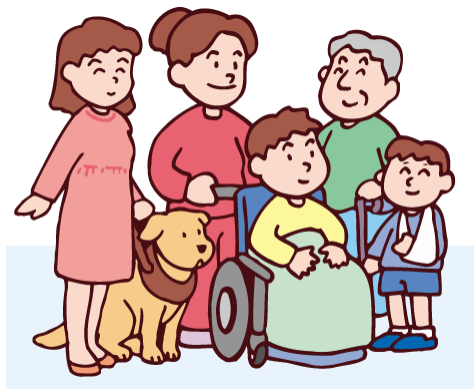
区分	名 称	対 象	支給制限	給付額等	必要書類
20歳以上の方	特別障害者手当 (国制度) 担当:障がい福祉課	次のいずれかに該当し、 常時特別の介護を要する方 1 重度の2つ以上の障がい 2 単一の重度障がい者であ って、日常生活が常時要 介護状態 3 日常生活がほとんど できない精神の障がい	1 施設入所者は除く 2 病院等3か月継続 入院者は除く 3 所得制限あり	月額 29,590 円 ※2、5、8、11月 支払い	申請書 診断書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの 分かる書類 年金等の収入 が分かる書類
20歳未満の方	障害児福祉手当 (国制度) 担当:障がい福祉課	次のいずれかに該当し、 常時介護を要する方 1 身体障害者手帳1級 又は2級の一部 2 療育手帳A1(最重度)程度 3 上記各障がいと同じ程度 の精神の障がい	1 施設入所児は除く 2 障がいを理由とす る公的年金を受け ている児童は除く 3 所得制限あり	月額 16,100 円 ※2、5、8、11月 支払い	申請書 診断書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの 分かる書類
	特別児童扶養手当 (国制度) 担当:障がい福祉課	次のいずれかに該当する 児童を監護する方 1 身体障害者手帳1級～3級 (4級の一部)程度 2 療育手帳A1、A2、B1 (B2の一部)程度 3 日常生活に著しい制限 を受ける精神の障がい	1 障がいを理由とす る公的年金を受け ている児童は除く 2 施設入所児は除く 3 所得制限あり	1級認定 月額 56,800 円 2級認定 月額 37,830 円 ※4、8、11月支払い	申請書 戸籍謄本 診断書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの 分かる書類
親の障がいを理由	児童扶養手当 (国制度) 担当:子育て政策課	18歳に達する日以後の 最初の3月31日までの児童 (政令で定める程度の障がい の状態にある児童は20歳未 満)を養育している次の方 1 ひとり親家庭の父、母又 は養育者 2 配偶者が政令で定める程 度の障がいの状態にある 方	1 児童が児童福祉施 設(母子ともに母子 生活支援施設に入 所した、保育所等通 所は除く)に入所し た場合は除く 2 所得制限あり 3 公的年金を受給し ている場合は、調 整後の額を支給	月額 ①全部支給 46,690 円 ②一部支給 11,010 円 ～46,680 円 第2子以降 ①全部支給 11,030 円 ②一部支給 5,520 円 ～11,020 円 (所得により認定) ※5、7、9、11、 1、3月支払い	申請書 戸籍謄本 診断書 (指定の様式) 年金証書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの 分かる書類

区分	名 称	対 象	支給制限	給付額等	必要書類
親の障がい理由	遺児年金 担当:子育て政策課	父又は母が事故により、規則で定める重度障害の状態にある家庭の児童(義務教育を終了するまでの者)と同居する養育者であって、本市に引続き3か月以上住所を有する方		遺児1人につき、 年額10,000円 ※9、3月支払い (年額の2分の1を支払い)	申請書 戸籍謄本 身体障害者手帳 預金通帳
年齢制限なし	重症心身障害児(者)等福祉手当 担当:障がい福祉課	市内に住所を有する、次のいずれかに該当する重症心身障がい者の介護者 1 身体障害者手帳1～3級所持者で、かつ療育手帳判定時に当該手当の認定を受けた方 2 身体障害者手帳1、2級所持者 3 療育手帳判定時に当該手当の認定を受けた方	1 施設入所者は除く 2 所得制限あり ※ <u>ただし、前頁の特別障害者手当、障害児福祉手当との併給はできません。</u>	月額 3,000円 又は 2,000円 (障がいの程度、内容による) ※1、4、7、10月支払い ※決定した場合、申請した月の翌月から受給対象	申請書 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類
	特定疾患特別見舞金 担当:障がい福祉課	本市に引き続き3か月以上住所を有している方で、障害者総合支援法に規定する対象疾患(376疾患)に該当し、申請日時時点で過去1年間に6か月以上の入院治療を受けている方		年額 30,000円 ※年度内1回支払い	申請書 請求書 預金通帳 治療状況証明書

※手当受給者の氏名や住所、振込先口座の変更があった場合は、担当課へ届け出てください。

※福井県では、難病と診断された方に医療費の公費負担についての相談を行っております。

詳しくは二州健康福祉センターまでお問い合わせください。



5 障害年金

障がい者を対象に支給される年金には次のようなものがあります。

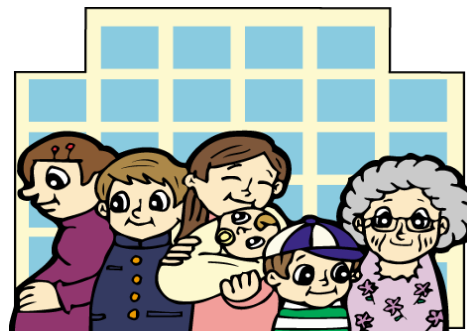
障がいの程度の認定にあたっては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づき行われていますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

初診日	名 称	対 象	支給制限	問合せ先
20歳に達する前	障害基礎年金	20歳に達する前に初診日(※1)がある場合で20歳に達した時[障害認定日(※2)が20歳以後の場合は、その日]に障がいの程度が障害基礎年金に該当する状態にあれば、本人の請求により支給されます。 また、20歳に達した時又は障害認定日に障害基礎年金に該当する状態でなくても、その後状態が悪化し、65歳に達する日の前日までに本人の請求により該当するようになれば、支給されます。	1 所得制限があります。(本人のみ) 2 他の公的年金との併給調整があります。	国保年金課 電話 22-8218
国民年金加入時	障害基礎年金	国民年金加入時、又は日本国内に住所があり、60歳以上65歳未満に初診日(※1)がある場合で障害認定日(※2)に障がいの程度が障害基礎年金に該当する状態にあれば、本人の請求により支給されます。 また、障害認定日に障害基礎年金に該当する状態でなくても、その後状態が悪化し、65歳に達する日の前日までに本人の請求により該当するようになれば、支給されます。 ★一定の保険料納付要件を満たしていない場合は請求できません。	他の公的年金との併給調整があります。	国保年金課 電話 22-8218 日本年金機構 敦賀年金事務所 電話 23-9904
厚生年金加入時	障害厚生年金	厚生年金加入時に初診日(※1)がある場合は障害厚生年金の請求になります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。 ★一定の保険料納付要件を満たしていない場合は請求できません。	他の公的年金との併給調整があります。	日本年金機構 敦賀年金事務所 電話 23-9904

★障害年金の等級と障害者手帳の等級は異なる場合があります。

(※1) 初診日 ……障害年金を請求しようとする傷病で初めて医師の診療を受けた日

(※2) 障害認定日……初診日から1年6か月を経過した日



6 医 療

身体、知的、精神に障がいのある方を対象に、次のような医療費等の助成制度があります。

区分	名 称	対 象	支給制限	給付額等	必要書類
自立支援医療	自立支援医療 (更生医療) ※18歳以上 担当:障がい福祉課	身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対し提供される、更生のために必要な自立支援医療費の給付をします。 身体障害者手帳を所持している方が対象です。	所得制限あり ※受給者証に記載された医療機関での診療のみ対象となります	制度の対象となる医療に係る医療費について、本人(育成医療は保護者)の自己負担額が原則1割となります。 ただし、所得等により負担の上限額が設定される場合があります。	申請書 保険情報がわかる書類※1 身体障害者手帳 意見書 同意書 <該当する方のみ> 特定疾病療養受療証(透析を受けている方) 年金等の収入が分かる書類 マイナンバーの分かる書類
	自立支援医療 (育成医療) ※18歳未満 担当:障がい福祉課	身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対し提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の給付をします。		(対象の治療例) <u>更生医療</u> 心臓ペースメーカー埋込術、人工股関節置換術、人工透析療法等	申請書 保険情報がわかる書類※1 意見書 同意書 申立書 <該当する方のみ> 特定疾病療養受療証(透析を受けている方) 年金等の収入が分かる書類 マイナンバーの分かる書類
	自立支援医療 (精神通院医療) 担当:障がい福祉課	通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給をします。		<u>育成医療</u> 歯科矯正等 (保険適用のもののみ) <u>精神通院医療</u> 精神の疾病やそれに付随する症状による通院	申請書 診断書 保険情報がわかる書類※1 同意書 <代理人申請の場合> 代理人の身分確認ができる書類、委任状等 <該当する方のみ> 年金等の収入が分かる書類 マイナンバーの分かる書類

※1 資格確認書、マイナ保険証(※2)、マイナポータルの画面を印刷したもの等

※2 マイナ保険証での申請の場合、窓口にてマイナポータルの画面を確認させていただきますので、暗証番号をご確認のうえお越しく下さい。

※ 氏名、住所、加入保険、指定医療機関が変わったときは、障がい福祉課へ届け出てください。

※ 一定の障がいのある方は、65歳以上になると「後期高齢者医療制度」で診療を受けることができます。

※ 同じ月内の医療費が一定以上の高額となった場合、加入保険より高額療養費又は付加給付として還付を受けることができます場合があります。

高額療養費と付加給付については、加入保険者へお問い合わせください。



区分	名称	対象	支給制限	給付額等	書類
障がい者医療	障害者医療費 助成事業 (県制度) 担当:障がい福祉課 	市内に住所を有する方 又は居住地特例の障がい者で次に該当する方 1 身体障害者手帳 1級～3級の所持者 2 療育手帳判定時に 当該制度の認定を 受けた療育手帳所 持者 3 精神障害者保健福 祉手帳1級または 2級を所持し、かつ 自立支援医療受給 者証(精神通院)の 交付を受けた方	所得制限あり	<給付額> 医療機関等に支払った 一部負担金(保険適用 分)および食事代から <u>高額療養費や付加給 付等※1を除いた額</u> <u>※精神障がい者の方 は通院費のみ</u> <支払時期> おおむね診療月の 2～3か月後の月末振込 (後期高齢者医療保険加 入者は毎月10日前後の 振込) ※県外受診分は領収 書を持参の上、障が い福祉課で手続き <u>※申請月の翌月診療分 から助成対象</u>	申請書 保険情報がわかる書類 (資格確認書、マイナ保険 証※2、マイナポータルの 画面を印刷したもの等) 障害者手帳 預金通帳 マイナンバーの分かる書類 ※精神障害者保健福祉 手帳により申請する 場合は、自立支援医療 (精神通院医療)受給者 証も必要

※1 高額療養費と付加給付については加入の保険機関で別途手続きが必要となりますので、各保険機関へお問い合わせください。

※2 マイナ保険証での申請の場合、窓口にてマイナポータルの画面を確認させていただきますので、暗証番号をご確認のうえお越しく下さい。

※ 病院、薬局、訪問看護等に保険証と一緒に必ず医療費受給者証を提示してください。

※ 保険適用外の診療や自費負担分(診断書料・差額ベッド代等)の費用については、助成の対象外となります。

※ 令和2年10月から、高校生まで(18歳に到達後の最初の3月31日まで)のお子様が県内医療機関で受診する際に医療費受給者証を提示すると、各種保険適用による自己負担分の支払いが不要となっております。

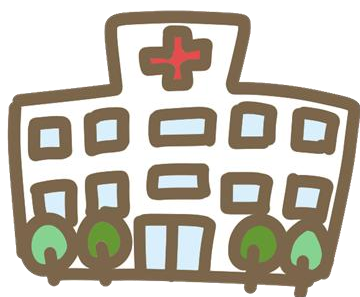
●医療に関するその他の制度・サービス

【在宅医療サービス】

制度名	対象	内容	問合せ先
訪問歯科診療 (歯科医師会事業)	・ねたきり等で通院が困難な方や 介護が必要な方 ・身体が不自由な方	歯科医院等に通院が困難な方のご自宅 や入居施設で、歯科診療を行います。	健康推進課 (健康センター) 電話 25-5311
訪問看護	医師に必要と判断された方 	訪問看護ステーションの看護師が自宅 まで出向き、主治医の指示に基づい て、対象者の状態に合わせた看護サ ービスをします。 ※負担金は保険の種類により異なりま す。	かかりつけ医に ご相談ください。

【健康に関する検診、相談等】

制度名		対 象	内 容	問合せ先
健康教室		市民	健康について正しい知識を持ち、自分の体のことが考えられるよう、保健師、歯科衛生士、管理栄養士が様々な教室を行っています。希望があれば、地区にも出向きます。	健康推進課 (健康センター) 電話 25-5311
健康 診 査	フレッシュ健診	19～39歳の方 (職場等で健診受診の機会のない方)	問診・身体計測・腹囲測定・検尿・血圧・血液検査・内科診察	
	特定健康診査	40歳以上の国民健康保険加入者	問診・身体計測・腹囲測定・検尿・血圧・血液検査・心電図・内科診察・(眼底検査)	
	後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	問診・身体計測・腹囲測定・検尿・血圧・血液検査・心電図・内科診察・(眼底検査)	
がん検診		40歳以上の方 ※胃がんは50歳以上の方 子宮頸がんは20歳以上の女性 乳がんは昨年度受けていない女性	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検査が受けられます。	
肝炎ウイルス検診		40歳以上の方 (過去に市の肝炎検査を受けていない方)	血液検査	
歯ッピー検診		18歳以上の方	歯科医師による歯周病検診、歯科衛生士による歯科保健指導が受けられます。	
健康相談		市民	身体やこころについて、相談内容に応じて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士等が対応します。	
家庭訪問		40歳以上の健康診査を受けた方で、生活指導の必要のある方等	生活習慣病の予防・病気の悪化予防のため、保健師が家庭訪問します。 必要に応じて管理栄養士、歯科衛生士も訪問します。	



7 福祉サービス

障がいのある方への福祉サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」等があります。詳しくは、障がい福祉課(電話 22-8176)までお問い合わせください。

●介護給付・訓練等給付

障がいの種類、障害支援区分、家庭状況などにより、利用できるサービスが限定される場合があります。

【訪問・日中活動系のサービス】

サービス名	給付種類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、掃除や買物等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	介護給付	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護給付	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気の場合等に施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を宿泊を伴って行います。
自立生活援助	訓練等給付	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間に身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所等一覧

居宅介護＝居 短期入所＝短 自立生活援助＝援 生活介護＝生 療養介護＝療 自立訓練(機能訓練)＝機

事業所名		事業所所在地	電話番号	FAX番号	居	短	援	生	療	機
敦賀市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所		敦賀市東洋町 4-1	22-7222	22-3785	○					
あそしえ		敦賀市舞崎町 2丁目 23-23	25-3081	25-3148	○					
ディープ介護サービスセンター		敦賀市新松島町 1-26 ユニバーサルG	37-1161	37-1162	○					
つるが生協ヘルプステーション とんとん		敦賀市公文名 1-6	25-4343	25-4352	○					
ケアサービス一休さん		敦賀市山泉 73-905	21-1322	21-1322	○					
県民せいきょうホームヘルプサービス(敦賀)		敦賀市市野々町2丁目1554	21-1200	21-1230	○					
SOMPOケア敦賀 訪問介護		敦賀市堂 50-1-4(長沢)日経ビル1階	21-7161	21-7162	○					
セイホーケアサービス		敦賀市相生町 21-31	24-0017	25-8081	○					
あすか訪問介護・介護タクシー事業所		敦賀市山泉 73-914-4	21-4667	21-4668	○					
敬仁会ヘルパーステーション		敦賀市鉄輪町 1-2-57	21-1313	21-1117	○					
ケアサービス北寿		敦賀市堂 44 号岡の腰 1-1	20-1711	20-1712	○					
ヘルパーステーションこばやし		敦賀市ひばりヶ丘町1057	23-1605	23-1607	○					
りんくる訪問介護事業所		敦賀市松栄町 4-10	25-1616	25-1619	○					
ささえ		敦賀市金ヶ崎町 9-17	36-4981	22-8567	○					
ホトリインサポートセンターつみき		小浜市後瀬町 13-1-11	0770-52-0836	0770-52-0896	○					
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター		敦賀市桜ヶ丘町 33-1	25-1600	25-7409		○		○	○	
敦賀市立やまびこ園		敦賀市長谷 47-21	21-1133	21-1132		○		○		
第二やすらぎの郷(旧南川福祉学園)		小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408	0770-58-0433		○		○		
やすらぎの郷		小浜市深谷 10-1-1	0770-58-0880	0770-58-0881		○		○		
第三やすらぎの郷(旧友愛園)		小浜市深谷 10-13-2	0770-58-0221	0770-58-0222		○		○		
若越みどりの村		越前市萱谷町2-6	0778-27-1560	0778-27-2256		○		○		
美浜町福祉支援センターあいぱる		美浜町河原市 6-6-1	32-0755	47-5687		○		○		
つぐみ福祉会 若狭事業所		若狭町下中 11-27-1	0770-62-2550	0770-62-2551		○		○		
野坂の郷		敦賀市桜ヶ丘町 8-6	22-2022	25-8588				○		
はこべの家		美浜町松原 54-1-11	32-2256	32-6027				○		
はのあデイサービス		敦賀市公文名 35-39-1	47-5484	47-5486				○		
はなえみ		敦賀市桜ヶ丘町 12-1	25-2775	25-2785				○		
つるが生協デイサービス てくてく		敦賀市公文名 1-6	21-6111	25-4352				○		
(アイホーム)あんのん		敦賀市野坂 43-1-22	47-6181	47-6182				○		
敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター	「あいあい」	敦賀市東洋町 4-1	22-2250	22-3785				○		○
	「ぬくもりの里」	敦賀市御名 70-11-2	20-1777	20-1222				○		○
リハビリ特化型デイサービス R-Style		敦賀市白銀町 10-15	22-2282	22-2262				○		○
駅前アクティブセンターステップ		敦賀市白銀町 10-13 酒井電機ビル1階	21-4088	21-4080				○		○
デイサービス こばやし		敦賀市ひばりヶ丘町1008	25-8008	25-8007				○		○
ほっと地域リハビリセンター敦賀		敦賀市杵見 141-2-1	37-1000	37-1001				○		○
相談支援センターりんく	金山事業所	敦賀市金山 57-16-1	36-2000	36-1166			○			
	櫛林事業所	敦賀市櫛林 9 号久保 7-1	37-5355	37-5516			○			

【就労系サービス】

サービス名	給付種類	内 容
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、一定期間に就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	訓練等給付	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

事業所等一覧

就労移行支援＝移行 就労継続支援 A 型＝A 就労継続支援 B 型＝B 就労選択支援＝選択

事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号	移行	A	B	選択
野坂の郷	敦賀市桜ヶ丘町 8-6	22-2022	25-8588			○	
はこべの家	美浜町松原 54-1-11	32-2256	32-6027			○	
つぐみ福祉会 若狭事業所	若狭町下タ中 11-27-1	0770-62-2550	0770-62-2551		○	○	
+Ipppo !	敦賀市野神 2-34-2	47-6979	47-6984		○		
社会福祉事業 ふらっぴ	敦賀市白銀町 5-23	36-4518	—		○	○	
ワンシード・わくわく	敦賀市道口 63-1-1(岡山町 1 丁目)	36-1257	—		○		
障害福祉サービスセンター ひまわりの家	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	24-2068	24-4570	○		○	○
ワークサポート陽だまり	敦賀市長谷 47-29	22-7171	22-7333	○		○	○
Be Ipppo !	敦賀市野神15-4-13	—	—			○	
+Be Ipppo !	敦賀市原23-7-3	—	—			○	
就労継続支援事業所たんぽぽ	敦賀市金山 24-9-1	37-5880	37-5882			○	
スマイルビーチカフェ	敦賀市三島町 2 丁目 19-12	36-4357	36-4357			○	
株式会社 和	美浜町佐柿 34-10	0770-32-6633	0770-32-6655			○	
就労継続支援B型事業所ワークス	敦賀市五幡 31-5-1	36-4997	36-4549			○	
HATARAKU	敦賀市相生町 3-26	47-5990	—			○	
cocofull	敦賀市元町16-18	080-2955-6235	—			○	

【居住系サービス】

サービス名	給付種類	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	地域で共同生活を行う人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

事業所等一覧

共同生活援助＝共 施設入所支援＝施

事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号	共	施
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	21-1133	21-1132		○
第二やすらぎの郷(旧南川福祉学園)	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408	0770-58-0433		○
やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-1	0770-58-0880	0770-58-0881		○
第三やすらぎの郷(旧友愛園)	小浜市深谷 10-13-2	0770-58-0221	0770-58-0222		○
若越みどりの村	越前市萱谷町 2-6	0778-27-1560	0778-27-2256		○
障がい者グループホーム桜ヶ丘 A 棟	敦賀市桜ヶ丘町 9-19	23-4656	－	○	
障がい者グループホーム桜ヶ丘 B 棟	敦賀市桜ヶ丘町 9-19-2	23-4733	－	○	
グループホーム新和	敦賀市新和町 1 丁目 7-2-10 サンブリエ和久野Ⅱ	－	－	○	
LIFE Ipppo! 和久野	敦賀市和久野 2 号東河原 17-3	47-6964	47-6986	○	

【障害児通所支援】

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進等必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童を対象に、施設を支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

事業所等一覧

児童発達支援＝児 放課後等デイサービス＝放 保育所等訪問支援＝保

事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号	児	放	保
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター あさひ	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	25-1600	25-7409	○	○	
はのあデイサービス	敦賀市公文名 35-39-1	47-5484	47-5486	○	○	
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル	敦賀市櫛川 41-2-3	22-7172	22-7173	○	○	○
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	45-3303	47-5007	○	○	
NEST Care(ネストケア)	敦賀市中央町 1 丁目 9-4(1F)	070-4126-0190	47-6444	○	○	○
こどもの輪 花	敦賀市若葉町 2 丁目 1617	22-0870	22-0872	○	○	○
こども発達支援ルームぱらす up	敦賀市金山 57-16-1	36-1135	36-1166	○	○	
こども発達支援ルームぱらす up 櫛林ルーム	敦賀市櫛林 9 号久保 7-1	37-5515	37-5516	○	○	
アイホーム敦賀	敦賀市金山 73-6-1	47-6160	47-6170		○	
ハーツきっず清水	敦賀市清水町 1 丁目 6-17	21-0089	21-0079		○	
(アイホーム)あんのん	敦賀市野坂 43-1-22	47-6181	47-6182		○	
神宮前ぱっぱ	敦賀市曙町 8-12	37-3575	37-3578		○	

【相談支援】

サービス名	内 容	
計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用申請をされる方の心身の状況、その環境、サービス利用に関する意向等を勘案しサービス等利用計画を作成します。（「特定相談支援事業所」は障害福祉サービスを利用する障害者・障害児、「障害児相談支援事業所」は障害児通所支援を利用する障害児を対象としています。）	
地域相談支援	地域移行支援	施設や病院等に長期入所等していた方が地域での在宅生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らししている方の緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

事業所等一覧

特定相談支援＝特 障害児相談支援＝児 地域移行支援＝移 地域定着支援＝定

事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号	特	児	移	定
敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」	敦賀市東洋町 4-1	22-8811	22-3785	○	○	○	○
敦賀市障害者地域生活支援センター こだま	敦賀市神楽町 1 丁目 3-20	20-4565	20-1139	○	○	○	○
地域活動支援センターはあとぽーとさくらヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	24-4848	24-4570	○	○	○	○
相談支援センターりんく	金山事業所	敦賀市金山 57-16-1	36-2000	36-1166	○	○	○
	榊林事業所	敦賀市榊林 9 号久保 7-1	37-5355	37-5516	○	○	○
相談支援事業所らぼうえる	敦賀市公文名 54-10-1	080-2024-0593(直) 47-6526(代表)	47-6527	○	○		
特定相談支援事業所フラット	敦賀市桜ヶ丘町 8-6	080-2163-6132	22-7173	○	○		
相談支援センター 花	敦賀市公文名 35-39-1	47-5484	47-5486	○			
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル	敦賀市榊川 41-2-3	22-7172	22-7173		○		
相談支援事業所「こすも」 (独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター)	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	25-1600	25-7409	○	○		

●地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて多角的に実施される事業です。敦賀市では主に以下の事業を行います。

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意志の伝達に支援が必要な障がい者等に手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣等を行います。
移動支援事業	自立生活や社会参加を促すため、自立支援給付での対象とならないケースでの外出時の介助者(事業者)の利用について支援を行います。(移動にかかる交通機関等の料金は利用者負担です。)
日中一時支援事業	介護者が一時的に介護できない場合の日中に限り、見守り等の支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流等を施設で行います。
訪問入浴サービス事業	寝たきりの重度身体障がい者の自宅に移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。
生活サポート事業	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。

事業所等一覧

移動支援＝移 日中一時支援＝日 地域活動支援センター＝活 訪問入浴＝入 生活サポート＝サ

事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号	移	日	活	入	サ
敦賀市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	敦賀市東洋町 4-1	22-7222	22-3785	○				○
あそしえ	敦賀市舞崎町 2 丁目 23-23	25-3081	25-3148	○				○
ディープ介護サービスセンター	敦賀市新松島町 1-26 ヴァンヴェールG	37-1161	37-1162	○				○
つるが生協ヘルプステーション とんとん	敦賀市公文名 1-6	25-4343	25-4352	○				○
ケアサービス一休さん	敦賀市山泉 73-905	21-1322	21-1322	○				
県民せいきょうホームヘルプサービス(敦賀)	敦賀市市野々町2丁目1554	21-1200	21-1230	○				
SOMPOケア敦賀 訪問介護	敦賀市堂 50-1-4(長沢)日経ビル 1 階	21-7161	21-7162	○				
セイホーケアサービス	敦賀市相生町 21-31	24-0017	25-8081	○				
あすか訪問介護・介護タクシー事業所	敦賀市山泉 73-914-4	21-4667	21-4668	○				
敬仁会ヘルプステーション	敦賀市鉄輪町 1-2-57	21-1313	21-1117	○				
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	25-1600	25-7409		○			
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	21-1133	21-1132		○			
第二やすらぎの郷(旧南川福祉学園)	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408	0770-58-0433		○			
はのあデイサービス	敦賀市公文名 35-39-1	47-5484	47-5486		○			
ワンシード・つどい	敦賀市道口 63-1-1(岡山町 1 丁目)	36-1171	36-1171		○			
アスカ訪問入浴 高島	滋賀県高島市今津町今津 2447-9 ヨーランド今津1階	075-533-8833	-				○	
地域活動支援センターはあとぼとさくらヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	24-4858	24-4570			○		
地域活動支援センター ラボカフェ	敦賀市野神2-34-2	47-6526	47-6527			○		
地域活動支援センターかが	石川県百々町81-1	0761-72-4545	0761-72-7030			○		
児童のみ	敦賀市立子ども発達支援センター パール	22-7172	22-7173		○			
	ほっとハウス	45-3303	47-5007		○			
	こども発達支援ルームぷらす up	36-1135	36-1166		○			

※支給の決定後、サービスを利用する事業者と、サービス利用に関する契約を結びます。
事業所により、対象とする障害種別等が異なりますので、詳しくは各事業所へお問い合わせください。



8 生 活

●補装具費支給事業

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病の方に、必要に応じて下記のような補装具の購入等費用を原則1割の自己負担で支給します。(ただし、18歳以上の方には所得制限があります。また、世帯の所得に応じた上限額が設定されます。)購入する前に申請してください。福井県障がい福祉・精神保健相談所の判定が必要なものもあります。また、次の方は、介護保険法による福祉用具貸与が優先されます。

- ・65歳以上の方
- ・40歳以上64歳以下の方で、特定疾病が原因による要介護認定者

<問合せ先> 障がい福祉課

障 害 名	品 目	必要書類
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	交付申請書 身体障害者手帳 意見書(一部) マイナンバーの分かる書類 
聴覚障がい者(児)	補聴器	
肢体不自由者(児)	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、(車載用)姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置	
肢体不自由児	起立保持具、排便補助具	
肢体不自由又は 心臓・呼吸器機能障がい者	電動車いす(歩行移動に著しい制限を受ける者)	

●日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)

重度心身障がい者(児)及び難病患者の日常生活を容易なものにするため、次のような給付を行っています。対象者及び詳しい品目内容についてはお問合せいただき、購入する前に申請してください。

原則1割の自己負担があり、世帯の所得に応じた上限額が設定されます。また、おおむね2級以上の方が対象で施設入所者や病院入院中の場合は一部を除き対象外です。

<問合せ先> 障がい福祉課

障 害 名	品 目	必要書類
視覚障がい者(児)	拡大読書器、点字器、地上デジタル放送対応ラジオ等	交付申請書 障害者手帳 意見書(一部)
聴覚障がい者(児)	聴覚障がい者用通信装置(ファックス)等	
肢体不自由者(児)	特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具等	
音声言語機能障がい者(児)	人工喉頭、携帯用会話補助装置等	
じん臓機能障がい者(児)	透析液加温器等	
知的障がい者(児)	頭部保護帽等	
呼吸器機能障がい者(児)	電気式たん吸引器、非常用自家発電装置等	
ぼうこうまたは直腸機能障がい者	ストマ用装具(消化器系、尿路系)等	

●重度身体障害者住宅改造費の助成

重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。対象者は、身体障害者手帳交付者のうち、視覚・上肢・下肢・体幹・脳原性移動機能の障害が1級又は2級の方です。(総合等級ではなく、各部位の等級が1級又は2級の方となります。)また、65歳以上の方、及び40歳以上64歳以下で特定疾病が原因となる要介護認定者は、介護保険での住宅改修が優先されます。改造前に申請してください。助成額は工事費の8割です。ただし、助成限度額は80万円(視覚・上肢)、60万円(その他)です。

<問合せ先> 障がい福祉課

●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児(18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童)に対し、補聴器の購入(修理)費用の原則3分の2を助成します。

購入する前に申請してください。

<問合せ先> 障がい福祉課

●テレビ放送利用料の減免

制 度 名	対 象	内 容	必要書類
NHK利用料 減免制度 (衛星・地上契約)	世帯主が契約者で次に該当する方 1 視覚・聴覚障がい者 2 重度の身体障がい者 3 重度の知的障がい者 4 重度の精神障がい者 5 重度の戦傷病者	申請し、NHK での手続き完了後から 放送受信料が半額免除となります。	公簿確認承諾書 免除申請書 印鑑
担当:障がい福祉課	世帯構成員に障がい者がいる 市民税非課税世帯	申請し、NHK での手続き完了後から 放送受信料が全額免除となります。	



●その他 ※下記以外にも民間企業による割引制度がある場合がありますので、直接お問い合わせください。

制 度 名	内 容	問合せ先
郵便料金の減免	点字郵便物、特定録音物等郵便物(指定施設が発受)、点字ゆうパック、聴覚障がい者用ゆうパック、心身障がい者用ゆうメール(届出の図書館に発受)及び心身障がい者団体が発行する第三種郵便物を郵送する方	日本郵便(株) 電話 0120-23-28-86 0570-046-666
郵便はがきの無料配布	・身体障害者手帳1級、2級の方 ・療育手帳A表記の方 (受付期間 毎年4月から5月頃)	
電話番号案内の 無料利用 (ふれあい案内)	・視覚障がい者1～6級の方 ・肢体不自由(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1、2級の方 ・聴覚障がい2、3、4、6級の方 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい3、4級の方 ・療育手帳を所持している方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	NTT 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134
郵便等による 不在者投票制度	次の障がい者に該当する方は、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた上で、投票用紙を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付することにより投票できます。 1 両下肢、体幹、移動機能の障がい、身体障害者手帳1、2級の方 2 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい、身体障害者手帳1、3級の方 3 免疫、肝臓の障がい、身体障害者手帳1～3級の方	敦賀市選挙管理 委員会 電話 22-8101
ニュー福祉定期貯金	障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給者その他ゆうちょ銀行所定の方については、300万円の範囲内で、金利に特例措置を受けることができます。 (対象の年金等の詳細についてはゆうちょ銀行に確認してください)	(株)ゆうちょ銀行 電話 0120-108-420
重度障がい者世帯等の 屋根雪下ろし費用の助成	積雪による住居の倒壊等を防止するため、自力で屋根雪下ろしが困難であると認められる、障害者手帳を所持する一人暮らし世帯等に対し、屋根雪下ろし費用の一部を助成します。助成額は、1世帯7千円です。ただし、市民税課税世帯は除きます。	障がい福祉課 電話 22-8176
寝具洗濯サービス事業	在宅で生活する肢体障がい者1、2級及び視力障がい者1級又は療育手帳A1、A2の方で寝具の衛生管理が困難な方を対象として、寝具の洗濯及び乾燥を年1回、3枚まで行います。ただし、課税状況により、利用者負担金が生じます。	障がい福祉課 電話 22-8176

9 交 通

障がい者の日常生活の利便を補助するため、交通において様々な制度があります。

制 度 名	対 象	内 容	必要書類
自動車改造助成事業 (地域生活支援事業) 担当:障がい福祉課	1級、2級の上肢・下肢又は 体幹機能障害による身体障害 者手帳所持者で、障がい者自 らが自動車を所有・運転し、か つ就労等に伴い自動車の一部 を改造する必要がある方	助成額 改造に要した費用の9割 (10万円が限度となります。) ※改造前に申請してください。	申請書 身体障害者手帳 運転免許証 車検証 見積書 改造予定箇所の写真
自動車運転免許 取得助成事業 (地域生活支援事業) 担当:障がい福祉課	市内在住の1級～4級の身体 障害者手帳所持者で、免許を 取得することにより社会参加 に効果があると認められる方	助成額 取得に要した費用の9割 (10万円が限度となります。) ※入校する前に申請してください。	申請書 身体障害者手帳
重度障がい者タクシー 利用料助成事業 担当:障がい福祉課	1 身体障害者手帳1級所持者 2 身体障害者手帳2級所持者 (第1種身体障害者であつ てかつ視覚、下肢、体幹又 は移動機能障害者に限 る。) 3 療育手帳A表示の方 <u>※ただし、自動車税、軽自動車 税の減免を受けている 方、施設入所中の方は対 象となりません。</u> <u>※タクシー利用料助成事業を 受ける方は、外出支援券 の対象外となります。</u>	障がい者の生活の利便と社会参加の 促進を図るため、タクシー利用料金を 一部助成するための制度です。 助成額:乗車1回ごとに、年度当初の 普通車初乗り料金 リフトタクシーの場合は基本 料金(30分まで) チケット発行枚数: <u>1級所持者は年間36枚</u> <u>上記以外は年間24枚</u> ※ただし、年度途中に申請された場 合は月割りで交付します。	申請書 障害者手帳 <u>※チケットを利用す る際は、必ず手帳を 提示してください。</u>
有料道路通行料金 割引制度 (各有料道路会社による事業) 担当:障がい福祉課 <u>※自家用車を登録し ETC 利用申請される方 のみ、事前に障害者手 帳情報をマイナポータル に連携したうえで、オン ラインによる手続きをす ることができます。</u> (詳しくは「有料道路に おける障害者割引制度 のオンライン申請」サイト をご確認ください。)	1 身体障害者手帳所持者 自身が運転する場合 2 第1種身体障害者又は、 第1種知的障害者が乗車 し、その家族又は介護者が 運転する場合 <u>※ただし、営業用の自動車や 軽トラック等は対象外で す。</u>	障がい者の生活の利便を図るため有 料道路の利用料金を半額割り引く制 度です。 <u>※事前登録が必要です。</u> <u>※自動車を保有していない場合や事 前に登録した自動車がやむを得ず 使用できない場合等、登録されて いない自動車による利用も、申請 により割引の対象となります。</u> <u>※登録は、本人、家族又は介護者の 所有する自動車1台に限ります。</u> <u>※介護者が所有する自動車の登録を する場合は第1種の方のみです。</u> <u>※有効期限があります。</u> <u>(期限が切れる2か月前から 更新手続きができます)</u>	申請書 障害者手帳 運転免許証 車検証 (電子車検証をお持ち の場合は自動車検 査証記録事項もお持 ちください) (自動車を登録され ない場合は車検証の 持参は不要です) <u>※ETC利用の方は 上記の外に ・ETCカード(本人名義) ・ETC車載器 セットアップ証明書 が必要です</u>



制 度 名	対 象	内 容	必要書類
ハピラインふくい 運賃割引 (ハピライン線完 結または IR いし かわ鉄道線との 連絡運輸のみ)	1 第1種身体障害者 2 第1種知的障害者 3 第1種精神障害者	本人、介護者とも乗車券の料金が半額になりま す。	発売窓口等へ 障害者手帳を 持参の上、 口頭若しくは筆 談でお申し込 みください。
	1 第2種身体障害者 2 第2種知的障害者 3 第2種精神障害者	本人のみ乗車券の料金が半額になります。	
	※JR 線との連絡運輸については、下記のとおりとなります。		
JR 線運賃割引	1 第1種身体障害者 2 第1種知的障害者 3 第1種精神障害者	単独乗車の場合、片道100kmを超える際に乗車 券の料金が半額となります。 介護者同伴の場合、本人と介護者1名の乗車券 の料金が半額となります。(片道100km以内であ っても割引となります)	発売窓口等へ 障害者手帳を 持参の上、 口頭若しくは筆 談でお申し込 みください。
	1 第2種身体障害者 2 第2種知的障害者 3 第2種精神障害者	単独乗車の場合、片道100kmを超える際に乗車 券の料金が半額となります。	
その他 電車運賃割引	鉄道会社毎に対象者(精神障がい者の方が含まれる場合)や割引内容等の取り扱いが異なる場合があ るため、詳細は直接お問い合わせください。		
フェリー 運賃割引	運賃がおおむね半額になりますが、フェリー会社毎に取り扱いが異なる場合があるため、詳細は直接 お問い合わせください。		
県内私鉄バス 運賃割引	1 第1種身体障害者 2 第1種知的障害者 3 精神障害者保健福祉手帳所持者	本人と介護者とも、料金が半額になります。	障 害 者 手 帳 を 必ず提示してく ださい。
	1 第2種身体障害者 2 第2種知的障害者	本人のみ料金が半額になります。	
	※バス会社毎に取り扱いが異なる場合があるため、詳細は直接お問い合わせください。		
コミュニティバス 運賃割引	1 第1種身体障害者 2 第1種知的障害者	本人と介護者とも、料金が無料になります。	障害者手帳 又は ミライロ ID を 必ず提示してく ださい。
	1 第2種身体障害者 2 第2種知的障害者 3 精神障害者保健福祉手帳所持者	本人のみ料金が無料になります。	
航空旅客 運賃割引	1～3の手帳交付を受けている 本人と介護者1名まで 1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳	※割引運賃額は、事業者又は路線によって異な ります。 詳細は直接お問い合わせください。	発売窓口等へ 障害者手帳を 持参の上、 口頭若しくは筆 談でお申し込 みください。 ※窓口以外での 予約・購入につ いては、各航空 会社にお問い合わせくだ さい。
タクシー 運賃割引	1 身体障害者手帳所持者 2 療育手帳所持者	1割引 ※タクシー協会によるサービスのため、割引可能 かどうかはタクシー会社にご確認ください。	障害者手帳を 必ず提示してく ださい。

※公共交通機関の旅客運賃割引における第1種・第2種表記について

第1種……障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第1種と記入されている方

第2種……障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第2種と記入されている方

10 保育・教育

種 類	内 容	問合せ先
障がいのある 子どもの保育	保護者の就労等、保育を必要とするお子さんを保育所及び認定こども園、地域型保育事業所において保育しています。 障がいのあるお子さんや医療的ケアが必要なお子さんについては、保護者のご要望をお聞きし、主治医の診断書や指示等により、可能な限り保育の実施を行っております。※入園については、集団生活の場であることと、お子さんの体調を考慮して判断しますので、ご希望に添えない場合もあります。	保育課 電話 22-8126
特別支援教育	心身に障がいのある児童・生徒の教育については、その能力を最大限に引き出し、社会的な自立及び参加を可能な限り実現するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学校や特別支援学級などで個に応じたきめ細かな教育を行っています。 福井県特別支援教育センター 福井市四ツ井 2 丁目 8-1 0776-53-6574 嶺南教育事務所 特別支援教育課 小浜市遠敷 2 丁目 205 0770-56-1095 【特別支援学校等】 福井大学教育学部 福井市八ツ島町 1-3 0776-22-6781 附属特別支援学校 嶺北特別支援学校 坂井市丸岡町熊堂 3-36 0776-67-0100 奥越特別支援学校 勝山市昭和町 3-1-69 0779-88-0050 福井特別支援学校 福井市光陽 3-2-33 0776-24-5194 福井東特別支援学校 福井市四ツ井 2-8-1 0776-53-6575 福井南特別支援学校 福井市南居町 82 0776-36-7631 清水特別支援学校 福井市島寺町 68-33-3 0776-98-3650 南越特別支援学校 越前市上大坪町 35-1-1 0778-27-6600 嶺南東特別支援学校 三方郡美浜町気山 106 0770-45-1255 嶺南西特別支援学校 小浜市羽賀 67-49-1 0770-52-7716 盲学校 福井市原目町 39-8 0776-54-5280 ろう学校 福井市幾久町 2-22 0776-24-5190	敦賀市 教育委員会 学校教育課 電話 22-8162



11 税 制

障がいの程度に応じて、税金の減免等の制度があります。

種 類	対 象	内 容	問合せ先
所得税	障がい者本人	納税者本人が障がい者であるときは、障害者控除として一定額を所得金額から差し引くことができます。	敦賀税務署 電話 22-1010(代表) 自動音声案内に従って「1」を選択してください。
	障がい者を扶養されている方	同一生計配偶者又は、扶養親族に障がい者がいるときは、障害者控除として一定額を所得金額から差し引くことができます。	

種 類	対 象	内 容	問合せ先
住民税	障がい者本人	納税者本人が障がい者であるときは、障害者控除として一定額を所得金額から差し引くことができます。	敦賀市役所 税務課 電話 22-8106
	障がい者を扶養されている方	控除対象配偶者又は、扶養親族に障がい者がいるときは、障害者控除として障がい者一人につき一定額を所得金額から差し引くことができます。	
固定資産税	障がい者が居住する住宅	令和8年3月31日までに、障がい者等が居住の用に供する築10年以上の家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋にかかる翌年の固定資産税(ただし、床面積100㎡相当分まで)を3分の1減額します。手続きは工事完了後3か月以内をお願いします。 ※詳しくはお問い合わせください。	敦賀市役所 税務課 電話 22-8108
相続税	障がい者本人及びその方を扶養している他の相続人	相続人が障がい者のときは85歳に達するまでの年数1年につき一定額が障がい者控除として、相続税額から差し引かれます。なお、障がい者控除額が障がい者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額は、その方の扶養義務者で同一の被相続人から相続した方の相続税額から控除できます。	敦賀税務署 電話 22-1010(代表) 自動音声案内に従って「1」を選択してください。
個人事業税	障がい者本人	重度の視力障がい者(失明又は両眼の視力(矯正視力)が0.06以下である者)が行うあん摩、はり、きゅうその他の医業に類する事業の個人事業税は課税されません。	福井県嶺南振興局 税務部※(小浜市内) 電話 0770-56-2223
自動車税環境性能割 自動車税種別割 軽自動車税種別割	別表1、別表2、別表3のとおり		
新マル優制度	少額預金非課税制度、少額公債非課税制度などの制度があり、一定額の範囲において、金利が非課税となります。対象者は身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童扶養手当受給者等です。手続き等の詳しい問い合わせは各金融機関までお願いします。		利用の金融機関

※受付は福井県嶺南振興局税務部二州県税相談室(敦賀市中央町1丁目7-42、TEL 22-0050)でもできます。

●別表1(自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免対象)

対 象		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 (通院医療費公費負担を受けているもの)
障がいの程度		別表3	療育手帳 A 表示	1級
対 象 自 動 車	障がい者本人運転	障がい者本人所有	障がい者本人所有	障がい者本人所有
	生計同一者運転	18歳以上:障がい者本人所有 18歳未満:障がい者本人又は生計同一者所有	障がい者本人又は生計同一者所有	障がい者本人又は生計同一者所有
	常時介護者運転	障がい者本人所有	障がい者本人所有	障がい者本人所有
申請人		納税義務者等	納税義務者等	納税義務者等

※車いす移動車等の減免もあります。(詳細は福井県嶺南振興局税務部までお問い合わせください。)

●別表2(申請時に必要な書類等)

	障がい者 本人運転	同一生計者 運転	常時介護人 運転
減免申請書	○	○	○
障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持 参している方は、自立支援医療費(精神通院)受給者証	○	○	○
免許証、車検証	○	○	○
住民票(世帯全員のもの) ※発行 3 か月以内のもの	不要	○ 軽自動車の場合、不要	○ 軽自動車の場合、不要
生計同一・常時介護証明書 (生計同一証明書は戸籍謄本添付) ※発行 3 か月以内のもの	不要	○ 住民票で生計同一確認できる 場合及び軽自動車の場合、不要	○ 軽自動車の場合、不要
<パートナーシップ宣誓者> パートナーシップ宣誓書受領書(コピー)	不要	○	不要
通勤・通学・通院・通所証明書、生業証明書 ※発行 3 か月以内のもの	不要	○ 軽自動車の場合、不要	○ 軽自動車の場合、不要
対象者の範囲	—	月2回以上かつ6か月以上 通院等に使用(見込)	週3日以上かつ1年以上 通院等に使用(見込)
注意事項	●1人の障がい者について普通自動車、軽自動車どちらか1台限りとなります。 ●重度障がい者タクシー利用料助成事業を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。 ●普通自動車は、該当することとなった年度から減免対象となります。(申請した月の翌月から減免) ●軽自動車は、申請期間が4月1日から納期限までです。 ●マイナ免許証等をご利用の場合、下記問合せ先までご確認ください。		
問合せ	●自動車税種別割(普通自動車) 福井県嶺南振興局税務部(小浜市内 TEL0770-56-2223) ※減免申請の受付は福井県嶺南振興局税務部二州県税相談室(敦賀市中央町1丁目 7-42、TEL22-0050)でも行います。 ●軽自動車税種別割 敦賀市役所税務課(TEL22-8106) ●自動車税環境性能割 自動車会議所内福井県税事務所分室(TEL0776-35-6940)		

●別表3(身体障害者手帳所持者の減免の範囲)*各障がい部位の等級で判断します。

障がいの区分		障がいの種別	
		障がい者本人運転	同一生計者・常時介護人運転
視覚障害		1～4級	左に同じ
聴覚障害		2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害		3級	左に同じ
音声・言語・そしゃく機能障害		3級	左に同じ
上肢不自由		1級及び2級	左に同じ
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹不自由		1～3級及び5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	左に同じ
	移動機能	1～6級	1～3級
心臓機能障害		1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害		1級及び3級	左に同じ
呼吸器機能障害		1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸機能障害		1級及び3級	左に同じ
小腸機能障害		1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	左に同じ
肝臓機能障害		1～3級	左に同じ

12 社会参加（行事・ボランティア・公共施設利用等）

行事名	内 容
敦賀市障がい者スポーツ交流会 （地域生活支援事業）	スポーツを通じて、障がい者が相互の親睦、連携、交流を深めるとともに、より一層健康な身体づくりを図ります。
視覚障がい者家庭生活訓練	視覚障がい者に対し、家庭生活に必要な各種の生活訓練を行います。 問合せ先：県視覚障害者福祉協会 電話 0776-23-4647

活動名	問合せ先	内 容
手話	手話サークル「さざなみ」 電話 22-3133(社協内)	手話のボランティアサークルです。 活動場所…「さざなみ」あいあいプラザ 「なかま」西公民館・あいあいプラザ 
	手話サークル「なかま」 電話 22-8176 （障がい福祉課）	
要約筆記	要約筆記サークル 「コンパス」 電話 22-3133(社協内)	要約筆記のボランティアサークルです。 その場の音声情報を文字にして聴覚障がい者や難聴者等に提供する活動をしています。
点訳(点字)	県点字図書館 電話 0776-23-4647	視覚障がい者の福祉の増進を図るため点訳ボランティアを養成します。
	点訳サークル「らいと」 電話 22-3133(社協内)	点訳のボランティアサークルです。 視覚障がい者の方を対象に活動しています。
音訳(朗読)	県点字図書館 電話 0776-23-4647	視覚障がい者の福祉の増進を図るため朗読(音訳)ボランティアを養成します。
	音訳サークル「やまびこ」 電話 22-3133(社協内)	音訳(朗読)のボランティアサークルです。 視覚障がい者の方を対象に活動しています。
精神保健福祉	精神保健福祉ボランティア グループ「虹の会」 電話 22-3133(社協内)	精神障がい者施設の利用者との交流を深め、精神障がい者を側面から支援する様々なボランティア活動をしています。

制度名	対 象	内 容	必要書類
公共施設・文化施設 等の減免・割引	各障害者手帳所持者	本人やその介護者は、公共施設等を利用する際に、利用料金の減免・割引が受けられる場合があります。 ※詳細は、各施設に直接お問い合わせください。	障害者手帳 (ミライロ ID が利用できる場合があります)

13 もしもの時のために

災害時の迅速な支援体制強化のために、障がい者の避難行動要支援者の登録や、万が一の急病や行方不明に備え、「救急医療情報キット」「敦賀みまもりネットワーク」の登録等を推奨します。

制 度 名	対 象	内 容	問合せ先
避難行動要支援者の登録	・身体障害者手帳1、2級の方 ・療育手帳A1、A2の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・上記に準ずる方 ※ひとり暮らし高齢者、要介護3から5までの方も対象となります。	避難支援を希望する避難行動要支援者の方に対し、避難支援を受けるために必要な個人情報を地域の支援者に開示することに同意してもらうとともに、日ごろ見守り活動を行ってもらう地域支援者を見つけ、市に登録申請します。 市では、登録台帳を作成し、区長、民生委員児童委員、地域支援者、消防機関、警察機関、市社会福祉協議会に登録情報を開示し、見守り活動や災害時の支援に役立てます。	地域福祉課 電話 22-8118
緊急通報システム	市内に居住するひとり暮らしの重度障害者（身体障害者手帳1級又は2級所持者）	緊急通報装置一式（緊急通報装置、安否センサー、ペンダント押しボタン、煙感知式火災警報器）を申請により貸与します。 急病や不慮の事故等の緊急時に、緊急ボタンを押すと受信センターに通報され、365日24時間体制で迅速に対応します。 ※令和6年度より無線型の緊急通報装置の貸し出しが可能となりました。	障がい福祉課 電話 22-8176
救急医療情報キット	・身体障害者手帳1、2級の方 ・療育手帳A1、A2の方 ・他、健康に不安を感じている方 ※ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等も対象となります。	かかりつけの医療機関や服薬内容等の情報を収める「救急医療情報キット」を申請により配布します。 これらの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に救急隊員がその情報を活用して、迅速な救命活動を行えるよう備えます。	地域福祉課 電話 22-8118
障がい者用防災スカーフ	市内在住の障害のある方 ※障害者手帳の有無は関係ありません。	外見から障がいの有無がわかりにくい方が、避難所などで周囲に支援や配慮が必要であることを伝えるためのスカーフを、申請により配布します。	障がい福祉課 電話 22-8176
敦賀みまもりネットワーク	障がい者（児）の方で、行方不明となるおそれのある方、又は行方不明になったことのある方 ※認知症高齢者の方も対象となります。	障がい者（児）の方が行方不明になった時に、協力機関に情報をメール等で配信することにより、行方不明者を早期に発見保護するための情報連携システムです。 利用にあたっては、本人の事前の情報登録をおすすめします。 事前の情報登録時に、安全確保と早期発見のための反射シールを配布しています。	長寿健康課 電話 22-8181 障がい福祉課 電話 22-8176

14 障がい者虐待防止

敦賀市障がい者虐待防止センター

敦賀市では障がいのある方への虐待を防ぐ機関として、障がい者虐待防止センターを障がい福祉課内に設置しています。

障がい者虐待とは、①養護者によるもの、②障がい者施設従事者によるもの、③事業主等使用者によるものです。

虐待を早期に発見し、対応することで虐待の深刻化を防ぐことができます。

虐待が疑われる場合は、障がい者虐待防止センターまでご連絡ください。

電話 0770-22-8176（平日） 0770-21-1111（夜間・休日）
FAX 0770-22-8163

15 地域団体活動

障がい者の積極的な社会活動への参加を促進するため、障がい者団体が各種レクリエーション活動や研修会等を行っています。

【敦賀市の障がい者団体一覧】

団体名	代表者名	電話番号	対象
敦賀市身体障害者福祉連合会	橋本 輝男	23-0739	身体障がい
敦賀市肢体障害者福祉協会	(事務局担当) 岩崎 和子	21-0849	肢体障がい
敦賀市聴覚障がい者福祉協会	遊津 貞美子	21-3121(FAX)	聴覚障がい
敦賀市視覚障害者福祉協会	中野 博	24-1315	視覚障がい
敦賀市障害児福祉団体連合会	福田 晋介	22-2022(野坂の郷)	心身障がい
敦賀市手をつなぐ育成会	福田 晋介	22-2022(野坂の郷)	知的発達障がい
福井県肢体不自由児協会 敦賀支部	小森 宗治	23-2564	肢体不自由
敦賀市新生教育振興会	(事務局担当) 黒河小学校	22-1433	特別支援学級在籍
二州家族会	中川 功夫	22-0249(自宅) 24-2068(事務局)	精神障がい
福井県失語症友の会	(事務局担当) 福井総合病院言語療法室	0776-59-1300	失語症
全国心臓病の子供を守る会 福井県支部	(事務局担当) 角田 智子	22-8695	先天性心疾患

※入会等の問合せ先は各団体までお願いします。

16 その他

スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」

スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」を登録されている方は、障がい者手帳と同様に、アプリ画面の提示により、入館料等の障がい者割引が適用されます。

○敦賀市内の障がい者割引対象施設等

敦賀赤レンガ倉庫、みなとつるが山車会館、敦賀市立博物館、
人道の港 敦賀ムゼウム、キッズパークつるが、
コミュニティバス、ぐるっと敦賀周遊バス



※全国の「ミライロ ID」利用可能施設等の中には、「ミライロ ID」と「マイナポータル」の連携を求める場合があります。連携をするためには、まず「マイナポータル」内への「障害者手帳」情報の登録が必要です。
(登録する場合は、障害者手帳にマイナンバーを紐付けする必要がありますので、障がい福祉課へ障害者手帳とマイナンバーが分かる書類をご持参ください)

敦賀市手話言語条例

敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例

敦賀市では「敦賀市手話言語条例」「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」を施行しています。(令和3年4月施行)

○敦賀市手話言語条例

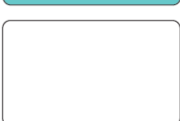
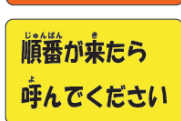
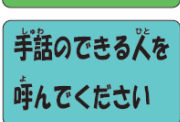
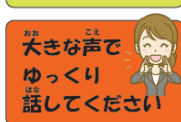
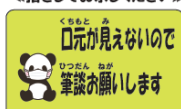
手話を言語として認めるとともに、手話に対する理解の促進を図ります。条例では、手話が使いやすくなる環境を整えることにより、ろう者とろう者以外の人たちが相互に理解し合い、共に暮らすことができる地域の実現を目指しています。

○敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例

コミュニケーションツールは、文字や音声言語のほか、手話、点字、代筆、代読等があります。条例では、障がいのある人自らが選択した方法により、コミュニケーションが取れ、安心して暮らすことができる共生社会を目指しています。

「地域共生社会」の実現を目指し、2つの条例では、市の責務(理解促進のための施策の実施)、市民の役割(施策への協力)及び事業者の役割(施策への協力や障がいのある人への合理的配慮)等を明確化しています。皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いします。

＜指さしてお示ください＞



1	6
2	7
3	8
4	9
5	0
はい	いいえ

敦賀市

耳が聞こえない方や聞こえづらい方、
話し言葉でのコミュニケーションが
困難な方が安心してお手続きできるよう、
市役所窓口で遠隔手話通訳サービスや
対話支援システムコミュニケーションの導入、
また、筆談用ボードやコミュニケーションボード
を用意しています。

障がい者福祉の手引 令和7年度版 (令和7年12月発行)
発行・編集 敦賀市福祉保健部障がい福祉課(敦賀市福祉事務所)
〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
電話 22-8176 FAX 22-8163